公 示 送 達 書

下記の書類は、通常の方法では送達不能のため、当市役所総務部収納課に保管してありますので、いつでもお渡ししますから来庁のうえ受領してください。

なお、この掲示は、地方税法第２０条の２の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に下記書類が送達されたものとみなされます。

令和８年１１月１０日

群馬県太田市長　穂積　昌信

送達すべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者
差押調書謄本 配当計算書謄本 充当通知明細書	（氏　名）平野　充孝